

# 自転車も

# ヘルメットを 被りましょう



※令和5年4月1日より大人も含めてヘルメット着用が努力義務化されました。

## 自転車安全利用五則

1. 車道が原則、左側を通行  
歩道は例外、歩行者を優先



2. 交差点では信号と一時停止  
を守って、安全確認



3. 夜間はライトを点灯



4. 飲酒運転は禁止



5. ヘルメットを着用  
ヘルメットは自転車用を  
購入し、正しいサイズ、  
角度で着用しましょう。



自転車保険の加入をお願いします

「県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」により、自転車損害賠償責任保険等への加入が義務づけられています。保険に加入し、安全・安心に自転車を利用できるようにしましょう。